

様式第6号（第17条）

会 議 録

会議の名称		2023年 第13回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和5年12月25日（月）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時26分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：0人 ）				
事務局	（ 出席人数：5人 ）				
	農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	都市整備部参事兼開発調整課長 関 祐作		農業振興課長 舟田 由彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 春日部市農用地利用集積計画の決定について 日程5 生産緑地地区の取得斡旋について			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>中山 雅博</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>岡本 勉</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	4	山崎 勇喜	5	中山 雅博	6	岡本 勉
	議席番号	委員氏名							
	4	山崎 勇喜							
	5	中山 雅博							
6	岡本 勉								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第13回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について、伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが議題として</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について</p> <p>(2) 生産緑地の取得斡旋について (回答)</p> <p>の2項目と、</p> <p>その他として</p> <p>(1) 農委だより第38号(案)について</p> <p>(2) 親睦会役員の互選について</p> <p>(3) 親睦会費の徴収及びその方法について</p> <p>の3項目について協議しました。</p> <p>続きまして、12月15日金曜日午後2時から市役所2階市長公室にて「令和5年度第2回 春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしましたので、報告いたします。</p> <p>会議の内容ですが、議題は「議案第2号 令和5年度春日部市土地開発公社補正予算(第1号)について」でございました。内容は公社が保有する用地を春日部市へ売却するものでございます。事務局の説明のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については可決されました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)、1議案14件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条(知事)、1議案6件</p> <p>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案2件</p> <p>日程4 議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について 1議案1件、</p> <p>日程5 議案第5号、生産緑地地区の取得斡旋について、1議案2件</p> <p>合計5議案となります。</p>

議長

次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号4番山崎勇喜委員、5番中山雅博委員、6番岡本勉委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。

議長

それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号37番、39番、45番から56番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号農地法第3条（委員会）について、許可申請が14件ありましたので審議を求めます。

初めに申請番号37番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。この案件は本申請地の面積が、譲受人が所有する農地の約8倍となるものの、今後の機械の取得見込みや、稲作を行う計画の現実性が明らかでないため、稲作を継続的に行えるかどうか、更なる確認が必要と考えたことから、このことについて聴き取り等を行い、その結果を元に審議を再開すべし、となった2023年第11回総会からの継続審議案件です。このことから、令和5年12月15日金曜日に代理人に対し、農業委員会会長及び継続審査担当委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは水稻の作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。はじめにある「第2項第1号（全部効率利用）」でございしますが、申請人は春日部市内には経営農地はありませんが、三郷市で農業経営を行っていることから、三郷市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地1,996㎡を自作しているとのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号39番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。本案件は、隣接地で特別養護老人ホームを建設予定の譲受法人が施設利用者のレクリエーション活動に供するために農地を取得するという計画ですが、この規模

の農地を利用する必要性の確認が取れません。そのため、譲受法人に対し、本案件の計画について更なる確認が必要、と考えたことから、このことについて聴き取り等を行い、その結果を元に審議を再開すべし、となった2023年第11回総会からの継続審議案件です。このことから、令和5年12月15日金曜日に代理人に対し、農業委員会会長及び継続審査担当委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、農業指導者1名と施設職員及び施設利用者が、畑を21区画に分け、ナスやじゃがいもなどの野菜やイチゴを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁の3件の申請案件については譲受法人が同一のため、一括にてご説明いたします。

はじめに、申請番号45番 所有権移転（売買）、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号46番、所有権移転（売買）、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号47番、所有権移転（売買）、詳細は議案書のとおり。

これらの案件は、申請人である譲受法人が、農地を取得するために設立された新規の農業法人であるため、今後の事業計画について更なる確認をする必要があると考えたことから、春日部市での営農計画について聴き取り等を行い、聴き取りの結果を元に審議を再開すべし、となった2023年第11回総会からの継続審議案件です。このことから、令和5年12月15日金曜日に譲受法人代理人に対し、農業委員会会長及び継続審査担当委員が出席する聴き取り調査を行ったところです。申請理由は農業法人による営農の開始です。申請番号45番の案内図は5頁、詳細図は6頁に、次に、申請番号46番の案内図は7頁、詳細図は8頁に、次に、申請番号47番の案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁から5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号48番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを

確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁の申請番号50番から、7頁の申請番号55番の6件の申請案件については譲受法人が同一のため、一括にてご説明いたします。

はじめに、申請番号50番、所有権移転詳細は議案書のとおり。次に、申請番号51番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号52番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号53番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号54番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号55番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。

これらの案件の譲受人は、先に説明した先月総会からの継続案件だった、申請番号45番から47番と同じ農業法人です。申請理由は農業法人による営農の開始です。申請番号50番の案内図は15頁、詳細図は16頁に、次に、申請番号51番の案内図は17頁、詳細図は18頁、次に、申請番号52番の案内図は19頁、詳細図は20頁から21頁、次に申請番号53番の案内図は23頁、詳細図は24頁、次に申請番号54番の案内図は25頁、詳細図は26頁、次に申請番号55番の案内図は27頁、詳細図は28頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請番号50番では引き続き、柿や栗を、申請番号51番では田で稲作を、畑ではトマトを、申請番号52番では田は稲作を、畑ではみかんやタケノコを、申請番号53番では田は稲作を、畑では大豆と小麦を、申請番号54番では田は稲作を、畑では大豆と小麦を、申請番号55番では稲作を引き続き行う計画です。次に農地法第3条調査書8頁から13頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号56番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書14頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに申請番号37番、39番、及び45番から47番について、継続審査担当委員である議席番号9番水口健二委員より意見を求めます。

委員

11月総会にて継続審査となっている申請番号37番、39番、45番から47番について、令和5年12月15日金曜日に、市川会長、事務局職員3名と私の5名で、各申請人に対して聴き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。

はじめに、申請番号37番について報告します。先程の事務局の説明にもあったとおり、譲受人の営農状況や今後の春日部市での営農に関する事、などについて、確認を行いました。聴き取りでは確認が難しかった農機具の見込みについてですが、聴き取り後、申請代理人より報告がありました。報告の内容ですが「現在、譲受人は、親戚の農機具を共有で使用し、三郷市の所有農地で稲作を行っていること、今後、春日部市で営農するための農機具の搬入には、譲受人が所有している農機具回送車があること、乾燥機や脱穀機等を使用するための農作業所については、近隣の稲作農家が所有している場所を借用し、その調整も既に出来ていること」ということが確認できました。以上のことから、譲受人の今後の春日部市における営農についての実現性が確認できたため問題なし、として報告いたします。

次に、申請番号39番について報告します。先程の事務局の説明にもあったとおり、本案件がなぜ社会福祉事業に必要な計画なのか、などについて確認を行いました。その結果、譲受法人より、本案件は施設利用者に対して園芸療法を目的とした利用を計画していることが分かりました。農地の管理についても、農業指導員をはじめ、施設職員が行っていくことも事業計画の中で確認できました。以上のことから、本案件が譲受法人の社会福祉事業にとって、必要な計画として確認をすることが出来たため問題なし、として報告いたします。

次に、申請番号45番から47番について報告します。先程の事務局の説明にもあったとおり、法人としての営農計画等について、確認を行いました。その結果、今後は法人として営農していく意向があることを確認しました。また、農地所有適格法人の要件についても理解しており、今後も法人として経営の拡大や、従業員の雇用を計画していることも確認できました。以上のことから、本案件における譲受法人の営農計画の確認が取れたため問題なし、として報告いたします。

議長

次に、申請番号48番、54番、55番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

委員

はじめに、申請番号48番について報告いたします。令和5年12月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告

といたします。

次に、申請番号54番1、55番について譲受人が同一のため、一括して報告いたします。令和5年12月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号49番、52番、53番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号49番、52番および53番について、一括にて報告いたします。令和5年12月11日に、萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長

次に、申請番号50番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号50番について、報告いたします。令和5年12月7日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員及び私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は、まだ小さいものの、柿、栗、ブルーベリーなどが植えられておりました。譲受法人については、事務局の報告のとおりです。このことにより、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長

次に、申請番号51番について、担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号51番について報告いたします。令和5年12月8日に、市川会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長

次に、申請番号56番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号56番について報告いたします。本案件は、令和5年11月に申請のあった案件であります。先月の現地調査にて、申請人の保有農地の一部に、適正な農地利用がされていない箇所があったため、事務局が是正指導をしたところ、改善の意志を示し、11月総会審議前に取り下げをした案件である、と引継ぎで伺っております。令和5年12月12日に、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、横井推進委員、上原推進委員、事務局職員1名及び私の7名で、申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、先月、是正指導した農地についても、耕作が出来る状況に復元されており、その他の所有農地についても適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋浩之委員より申請番号37番、39番、45番から56番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号37番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ、12月15日に行われた聴き取り調査の中で譲受人の今後の春日部市における営農についての実現性が確認できたと報告がありました。以上のことから、継続審査の対象となっていた懸念事項について、問題ないことが確認できたため、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号39番について事前審査の報告をします。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ、12月15日に行われた聴き取り調査の中で、本案件が譲受法人の社会福祉事業にとって、必要な計画として確認をすることが出来たと報告がありました。以上のことから、継続審査の対象となっていた懸念事項について、問題ないことが確認できたため、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号45番から47番について、譲受人が同一法人のため、一括にて事前審査の報告をします。継続審査を担当する農業委員に意見を求めたところ、12月15日に行われた聴き取り調査の中で、本案件における譲受法人の営農計画の確認が取れたと報告がありました。以上のことから、継続審査の対象となっていた懸念事項について、問題ないことが確認できたため、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号48番から56番について一括にて事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可、と決しました。

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	申請番号37番について質問いたします。農地法第3条の一般的な許可条件については説明がありましたが、この譲受人は三郷市から通作する、と聞いております。通作距離や時間について教えてください。
事務局	通作距離は5.5キロ、約50分と聞いております。なお、法律では農地法第3条許可に通作距離、時間の定めはございません。今回の申請案件では、農機具の搬入には、譲受人が所有している農機具回送車があること、乾燥機や脱穀機等を使用するための農作業所については、近隣の稲作農家が所有している場所を借用する予定であることを聴き取りで確認しております。
委員	わかりました。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号37番、39番、45番から56番を事前審査委員の報告のとおり、許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号37番、39番、45番から56番を許可と決定しました。
議長	次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号94番から99番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号94番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請

法人はデイサービス及びショートステイを提供する介護保険施設を営んでおり、転用計画は既存建物の敷地拡張です。利用者増加に伴い、既存建物の増築及び庭として利用するため、転用申請したものです。しかし、利用者の増加を示す根拠となる資料の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は既存施設の合併処理浄化槽で対応する計画です。資金計画については金融機関からの融資とのことですが、融資を証明する資料の添付が無いため、融資を予定している金融機関の担当者に事務局が連絡を取ったところ、融資の見込みがある、との回答を得ております。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号95番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は申請番号94と同一法人であり、転用計画は従業員用駐車場の設置です。利用者増加に伴い、今まで利用してきた従業員用駐車場に既存建物を増築するため、新たに乗用車20台分の従業員駐車場を設置するものです。しかし、先程説明した申請番号94番と同じく、利用者の増加を示す根拠となる資料の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書9頁、申請番号96番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、畑として活用する計画ですが、地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行うとのこと。農地改良後はサツマイモを作付ける計画ですが、申請農地は農地法第3条による賃借権が設定されており、賃借権者からの本案件の農地改良に同意したことを証明する書類が提出されています。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。案内図は35頁、詳細図は36頁から38頁となります。現地はスクリ

ーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号97番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、これまで一体だった農地が東埼玉道路の買収で分断され、その余った農地は稲作をやりづらくなってしまったため、畑として活用したい、とのことです。農地改良後はネギを作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行う、とのことです。案内図は39頁、詳細図は40頁から41頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から8か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、議案書10頁、申請番号98番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は43頁、詳細図は44頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号99番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業及び倉庫業を営んでおり、転用計画は自社倉庫の設置です。さいたま市において倉庫を借受けしていましたが、さいたま市の倉庫は賃料が高額なこと、運送業の荷主から倉庫業の認定を受けられる倉庫を用意してほしいと要望があること、吉川市にある関連会社との連携ができる場所に倉庫が必要、とのことから設置を計画したとのことです。案内図は45頁、詳細図は46頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外に

については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯水槽に集水後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ水路に放流する計画です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。

農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号96番について、担当地区の遠藤敏壽推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号96番について報告いたします。令和5年12月7日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、濱野推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていないものの、申請地は全て保全管理されており、問題がないことを確認しました。なお、土盛りをして畑とする場合は、土留めをして隣地に迷惑をかけないように配慮が必要です。以上のことから問題なし、として意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号97番について担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号97番について報告いたします。令和5年12月11日に、萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長 次に、申請番号98番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

委員 はじめに、申請番号98番について報告いたします。令和5年12月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は家庭菜園として利用されており、保有農地は適正に管理され、いずれの農地も農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告とい

たします。

議長

次に、議席番号2番飯島優子委員より、申請番号94番から99番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号94番から99番について事前審査の報告をいたします。

はじめに、申請番号94番について報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、転用理由について、利用者の増加を示す根拠となる資料の添付がないことと、資金計画についても、金融機関からの融資を約束する書類が添付されておられません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、転用理由の根拠、及び資金計画について十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号95番について報告いたします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、本案件は申請番号94番の関連案件となりますが、申請番号94番では農地転用の根拠が明確ではないため、本案件においても、農地転用の必要性が確認できません。

以上のことから、埼玉県審査にあたっては、申請番号94番と併せて、転用理由の根拠について十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号96番及び99番について一括して報告いたします。申請番号96番から98番について、担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。次に、全ての案件の申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題なく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

おはかりいたします。申請番号94番、95番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号94番、95番、次に、申請番号96番から99番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 9 4 番、9 5 番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 9 4 番、9 5 番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号 9 6 番から 9 9 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条（知事）申請番号 9 6 番から 9 9 番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。また、9 6 番については、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。

議長

次に、日程 3、議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第 1 9 条第 3 項により、申請番号 1 6 番、1 7 番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 1 1 頁をご覧ください。議案第 3 号、租税特別措置法適格者証明について申請が 2 件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い、対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。

初めに、申請番号 1 6 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 4 7 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあつたものです。申請者が経営主で年間従事日数は 2 5 0 日です。

次に、申請番号 1 7 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 4 8 頁、及びス

クリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。

議長 次に、申請番号16番、17番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号16番、17番について、報告いたします。令和5年12月7日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員及び私の5名で申請地の現地調査を実施したところ、16番の農地には野菜が作付けられておりました。次に17番の農地にはビニールハウス内に野菜や花卉が、露地には野菜が作付けられておりました。このことにより、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番齋藤昭雄委員より申請番号16番、17番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号16番、17番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号16番、17番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号16番、17番について、証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程4、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、

事務局	<p>を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書12頁をご覧ください。議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、これは利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。12月4日に農業委員に説明し、12月12日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書13頁のとおり市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>本案のうち、計画番号43番、74番及び120番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画番号1番から42番、44番から73番、75番から119番、及び121番から199番と別々に審議いたします。</p> <p>はじめに、計画番号43番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号6番岡本勉委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (岡本委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号43番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号43番については原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (岡本委員入室)</p>

議長	<p>次に、休憩前に引き続き、会議を再開します。計画番号74番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号3番齋藤昭雄委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (齋藤委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号74番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号74番については原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (齋藤委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号120番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号16番萩原勝委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (萩原委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号120番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定</p>

について、計画番号120番については原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願いします。

(休憩) (萩原委員入室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号1番から42番、44番から73番、75番から119番、及び121番から199番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号1番から42番、44番から73番、75番から119番、及び121番から199番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号1番から42番、44番から73番、75番から119番、及び121番から199番を原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程5、議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の30頁をご覧ください。議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、斡旋依頼が2件あったので審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この2件については春日部市長より令和5年11月14日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと、12月22日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書31頁のとおり、買取希望の申出者はありませんでした、と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに決しました。

議長

次に、

日程6 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程7 報告第2号 農地法第4条 (届出)

日程8 報告第3号 農地法第5条 (届出)

日程9 報告第4号 農地法第5条 (知事) (取下)

日程10 報告第5号 農地法第18条 (通知)

日程11 報告第6号 違反転用事案報告

につきましては、議案書の33頁から47頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

(事務局から次回事前審査及び総会の日時、場所について連絡あり)

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2023年第13回総会を閉会いたします。

閉会 (午前11時26分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 4 番 _____

農業委員 5 番 _____

農業委員 6 番 _____